

## 横浜市火災予防規則の一部改正案について（概要）

### 1 趣旨

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）第28条第1項では、劇場や百貨店等の一部の場所では、喫煙し、若しくは裸火を使用し、及び火災予防上危険な物品を持ち込むこと（以下「喫煙等」という。）を禁止していますが、特に必要な場合で、消防署長の承認を受けたときは、禁止された場所で喫煙等を行うことができます。

この承認手続については、横浜市火災予防規則（昭和49年3月横浜市規則第23号。以下「規則」という。）第12条に定めていますが、書面による手続を前提としているため、行政手続のオンライン化を踏まえ、手続を見直します。また、規則の別表第3で定める喫煙等が禁止された場所に設ける「禁煙」及び「火気厳禁」の標識や喫煙所に設ける「喫煙所」の標識について、図記号を見直します。そのほか、社会情勢の変化を踏まえた整備を行います。

つきましては、規則の改正を行うことから、この改正に関する意見を市民の皆様から募集します。

### 2 改正の概要

#### (1) 承認申請手続の見直し

消防署長の承認を受けるための手続を改正します。

現 行	<ul style="list-style-type: none"><li>・喫煙等承認申請書<u>2部</u>を消防署長に提出する。</li><li>・承認したときは、<u>申請書の1部に承認済印を押印し、及び必要事項を記載して、当該申請した者に交付する。</u></li></ul>
改正案	<ul style="list-style-type: none"><li>・喫煙等承認申請書<u>1部</u>を消防署長に提出する。</li><li>・承認したときは、<u>喫煙等承認通知書により、当該申請をした者にその旨を通知する。</u></li></ul>

#### (2) 標識の見直し

「禁煙」、「火気厳禁」及び「喫煙所」の標識を改正します。

現 行	<ul style="list-style-type: none"><li>・「禁煙」、「火気厳禁」及び「喫煙所」の標識に表示する図記号は、<u>規則で定めるものを使用する。</u></li></ul>
改正案	<ul style="list-style-type: none"><li>・「禁煙」、「火気厳禁」及び「喫煙所」の標識に表示する図記号は、<u>日本産業規格又は国際標準化機構が定めた規格を使用する。</u></li></ul>

#### (3) そのほか、社会情勢の変化を踏まえた改正を行います。

### 3 施行予定日

#### (1) 承認申請手続の見直しに関すること。

令和6年4月1日

#### (2) 標識の見直しに関すること。

令和5年12月